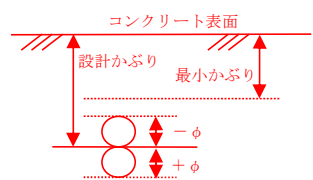


総則の主な改定項目

項目	農林水産部（R6.12）	
	県（H28.10）	県（R6.12改訂） 赤字：改定箇所
5. 管理項目及び方法 (2) 出来形管理	①測定基準において測定箇所数「〇〇につき1か所」となっている項目については、〇〇以内の間隔で測定するものとする。また、測定間隔に偏りが生じないように選定するものとする。 ②上記①のほか、起終点及び変化点は必ず測定するものとする。	①測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、〇〇以内の間隔で測定するものとする。また、 測定箇所は 、測定間隔に偏りが生じないように選定するものとする。 ②上記①のほか、起終点及び変化点（ 断面の前後で構造又は高さが変化する点 ）は必ず測定するものとする。
7. その他 (2) 情報化施工	土工の出来形管理については、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付11国官技第347号、国総公第85号）の規定によることができるものとする。	土工の出来形管理について、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」は「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 」に読み替えるものとし、「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「 TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案） 」に読み替えるものとする。
7. その他 (3) 3次元データによる出来形管理	未記載	ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。
7. その他 (4) 施工箇所が点在する工事	未記載	施工箇所が点在する工事については、 施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

出来形管理基準の主な改定項目

編 章 節 条				工 種																				
					県 (H28.10)	県 (R6.12改定) 赤字: 改定箇所																		
全 般				—	●測定基準 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	●測定基準 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、掘削部の両端で測定。																		
				—	●測定基準 未記載	●測定基準 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。																		
全 般				—	未記載	3次元データによる出来型管理の項目を追加(面管理の場合)																		
1 共通編	2 土工	3 土工	4	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	●測定項目及び規格値 <table><tr><td>厚</td><td>さ</td><td>t</td><td>+0 -50</td></tr><tr><td>控</td><td>え</td><td>長</td><td>さ</td><td>設計図書による</td></tr></table>	厚	さ	t	+0 -50	控	え	長	さ	設計図書による	●測定項目及び規格値 <table><tr><td>厚</td><td>さ</td><td>t</td><td>-50</td></tr><tr><td>控</td><td>え</td><td>長</td><td>さ</td><td>設計値以上</td></tr></table>	厚	さ	t	-50	控	え	長	さ	設計値以上
厚	さ	t	+0 -50																					
控	え	長	さ	設計図書による																				
厚	さ	t	-50																					
控	え	長	さ	設計値以上																				
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5	法面整形工 (盛土部)	●測定項目及び規格値 <table><tr><td>厚</td><td>さ</td><td>t</td><td>-30</td></tr></table> ●測定基準 施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 法の中央で測定。	厚	さ	t	-30	●測定項目及び規格値 <table><tr><td>厚</td><td>さ</td><td>t</td><td>※-30</td></tr></table> ●測定基準 施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	厚	さ	t	※-30										
厚	さ	t	-30																					
厚	さ	t	※-30																					
1 共通編	3 鉄筋・無筋コンクリート	7 鉄筋工	4	組立て	●測定項目及び規格値 <table><tr><td>平均間隔 d</td><td>± φ</td></tr><tr><td>かぶり t</td><td>± φかつ 最小かぶり以上</td></tr></table> ●測定箇所	平均間隔 d	± φ	かぶり t	± φかつ 最小かぶり以上	●測定項目及び規格値 <table><tr><td>平均間隔 d</td><td>± φ</td></tr><tr><td>かぶり t</td><td>設計かぶり ± φ かつ最小かぶり以上</td></tr></table> ●測定箇所  ※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をい	平均間隔 d	± φ	かぶり t	設計かぶり ± φ かつ最小かぶり以上										
平均間隔 d	± φ																							
かぶり t	± φかつ 最小かぶり以上																							
平均間隔 d	± φ																							
かぶり t	設計かぶり ± φ かつ最小かぶり以上																							

出来形管理基準の主な改定項目

編	章	節	条	工 種			
					県 (H28.10)	県 (R6.12改定) 赤字: 改定箇所	
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	●測定基準 車道端部及び中央部付近の3点を測定。 据付け高さは舗装面とジョイントの高低差を測定。 表面の凹凸はジョイントの長手方向に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。 仕上げ高さは舗装面と後打ちコンクリートの高低差を測定。	●測定基準 高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	
				伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	●測定基準 高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点を測定。 据付け高さは舗装面とジョイントの高低差を測定。 表面の凹凸はジョイントの長手方向に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点を測定。 仕上げ高さは舗装面と後打ちコンクリートの高低差を測定。	●測定基準 高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点を測定 据付け高さは舗装面と高低差を測定 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点を測定 仕上げ高さは舗装面とあと打ちコンクリートの高低差を測定	
				伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	●測定項目 未記載 ●規格値 未記載 ●測定基準 未記載	●測定項目及び規格値 <table><tr><td>表面の凹凸</td><td>3</td></tr><tr><td>仕上げ高さ</td><td>舗装面に対し 0～+3</td></tr></table> ●測定基準 高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	表面の凹凸
表面の凹凸	3						
仕上げ高さ	舗装面に対し 0～+3						
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	●規格値 100以内	●規格値 D／4以内かつ100以内	
			6	深礎工	●規格値 未記載 ●測定基準 全数について杭中心で測定。	●測定項目及び規格値 基礎径D：設計径(公称径)以上※ ●測定基準 全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	

出来形管理基準の主な改定項目

編	章	節	条	工 種		
					県 (H28.10)	県 (R6.12改定) 赤字:改定箇所
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	—	全般	●測定基準 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	●測定基準 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
			6	橋面防水工 (シート系床版防水層)	未記載	●規格値 -20～+50 ●測定基準 標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認
			7	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	●測定基準 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	●測定基準 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
			12	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	●測定基準 厚さは、型枠据付後40m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長40m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。	●測定基準 厚さは、型枠据付後40m毎に水系またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長40m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で40m毎に水系またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に40m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	7 地盤 改良 工	2	路床安定処理工	●測定基準 延長40m毎に1箇所の割で測定。基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。	●測定基準 延長40m毎に1箇所の割で測定。基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。

出来形管理基準の主な改定項目

編	章	節	条	工 種										
					県 (H28.10)	県 (R6.12改定) 赤字:改定箇所								
3 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	未記載	●測定項目、規格値 <table><tr><td>基準高▽</td><td>特記仕様書に明示</td></tr><tr><td>法長ℓ</td><td>－500</td></tr><tr><td>天端幅 w</td><td>－300</td></tr><tr><td>天端延長 L</td><td>－500</td></tr></table> ●測定基準 施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)	基準高▽	特記仕様書に明示	法長ℓ	－500	天端幅 w	－300	天端延長 L	－500
			基準高▽	特記仕様書に明示										
法長ℓ	－500													
天端幅 w	－300													
天端延長 L	－500													
9	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編」による管理の場合	未記載	●測定項目、規格値 <table><tr><td>基準高▽</td><td>0 以上</td></tr><tr><td>位置</td><td>D／8以内</td></tr><tr><td>杭径 D</td><td>設計値以上</td></tr><tr><td>固結長さ</td><td>設計値以上</td></tr></table> ●測定基準 杭芯位置管理表により基準高を確認 全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認(掘起しによる実測確認は不要) 工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認(掘起しによる実測確認は不要) 全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認(残尺計測による確認は不要)	基準高▽	0 以上	位置	D／8以内	杭径 D	設計値以上	固結長さ	設計値以上			
基準高▽	0 以上													
位置	D／8以内													
杭径 D	設計値以上													
固結長さ	設計値以上													

出来形管理基準の主な改定項目

[illegible]

出来形管理基準の主な改定項目

編	章	節	条	工 種	県 (H28.10)		県 (R6.12改定) 赤字 : 改定箇所																																																							
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	1		<table><tr><td colspan="2">上 沓の橋軸及び直角方向の長さ寸法</td><td>JIS B 0403 CT13</td></tr><tr><td rowspan="2">全移動量 ℓ</td><td>ℓ ≤ 300mm</td><td>± 2</td></tr><tr><td>ℓ > 300mm</td><td>± ℓ / 100</td></tr><tr><td rowspan="3">組立高さ H</td><td colspan="2">上, 下面加工仕上げ</td><td>± 3</td></tr><tr><td rowspan="2">コンクリート構造用</td><td>H ≤ 300mm</td><td>± 3</td></tr><tr><td>H > 300mm</td><td>(H/200+3) 小数点以下切り捨て</td></tr><tr><td rowspan="4">普通寸法</td><td colspan="2">鑄放し長さ寸法 ※1)、※2)</td><td>JIS B 0403 CT14</td></tr><tr><td colspan="2">鑄放し肉厚寸法 ※1)</td><td>JIS B 0403 CT15</td></tr><tr><td colspan="2">削り加工寸法</td><td>JIS B 0405 粗級</td></tr><tr><td colspan="2">ガス切断寸法</td><td>JIS B 0417 B級</td></tr></table> ●測定基準 製品全数を測定。 ※1) 片面削り加工も含む。 ※2) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。	上 沓の橋軸及び直角方向の長さ寸法		JIS B 0403 CT13	全移動量 ℓ	ℓ ≤ 300mm	± 2	ℓ > 300mm	± ℓ / 100	組立高さ H	上, 下面加工仕上げ		± 3	コンクリート構造用	H ≤ 300mm	± 3	H > 300mm	(H/200+3) 小数点以下切り捨て	普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※1)、※2)		JIS B 0403 CT14	鑄放し肉厚寸法 ※1)		JIS B 0403 CT15	削り加工寸法		JIS B 0405 粗級	ガス切断寸法		JIS B 0417 B級	<table><tr><td rowspan="2">全移動量 ℓ ※</td><td>ℓ ≤ 300mm</td><td>± 2</td></tr><tr><td>ℓ > 300mm</td><td>± ℓ / 100</td></tr><tr><td rowspan="2">組立高さ H</td><td>上、下面加工仕上げ</td><td>± 3</td></tr><tr><td rowspan="2">コンクリート構造用</td><td>H ≤ 300mm</td><td>± 3</td></tr><tr><td>H > 300mm</td><td>(H / 200 + 3) 小数点以下切り捨て</td></tr><tr><td rowspan="4">普通寸法</td><td colspan="2">鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)</td><td>JIS B 0403-1995 CT14</td></tr><tr><td colspan="2">鑄放し肉厚寸法 ※2)</td><td>JIS B 0403-1995 CT15</td></tr><tr><td colspan="2">削り加工寸法</td><td>JIS B 0405-1991 粗級</td></tr><tr><td colspan="2">ガス切断寸法</td><td>JIS B 0417-1979 B級</td></tr></table> ●測定基準 製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照	全移動量 ℓ ※	ℓ ≤ 300mm	± 2	ℓ > 300mm	± ℓ / 100	組立高さ H	上、下面加工仕上げ	± 3	コンクリート構造用	H ≤ 300mm	± 3	H > 300mm	(H / 200 + 3) 小数点以下切り捨て	普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)		JIS B 0403-1995 CT14	鑄放し肉厚寸法 ※2)		JIS B 0403-1995 CT15	削り加工寸法		JIS B 0405-1991 粗級	ガス切断寸法		JIS B 0417-1979 B級
				上 沓の橋軸及び直角方向の長さ寸法		JIS B 0403 CT13																																																								
全移動量 ℓ	ℓ ≤ 300mm	± 2																																																												
	ℓ > 300mm	± ℓ / 100																																																												
組立高さ H	上, 下面加工仕上げ		± 3																																																											
	コンクリート構造用	H ≤ 300mm	± 3																																																											
		H > 300mm	(H/200+3) 小数点以下切り捨て																																																											
普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※1)、※2)		JIS B 0403 CT14																																																											
	鑄放し肉厚寸法 ※1)		JIS B 0403 CT15																																																											
	削り加工寸法		JIS B 0405 粗級																																																											
	ガス切断寸法		JIS B 0417 B級																																																											
全移動量 ℓ ※	ℓ ≤ 300mm	± 2																																																												
	ℓ > 300mm	± ℓ / 100																																																												
組立高さ H	上、下面加工仕上げ	± 3																																																												
	コンクリート構造用	H ≤ 300mm	± 3																																																											
H > 300mm		(H / 200 + 3) 小数点以下切り捨て																																																												
普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)		JIS B 0403-1995 CT14																																																											
	鑄放し肉厚寸法 ※2)		JIS B 0403-1995 CT15																																																											
	削り加工寸法		JIS B 0405-1991 粗級																																																											
	ガス切断寸法		JIS B 0417-1979 B級																																																											
				鑄造費 (大型ゴム支承工)	●測定項目及び規格値 <table><tr><td rowspan="3">厚さ t</td><td>t ≤ 20mm</td><td>± 0.5</td></tr><tr><td>20 < t ≤ 160</td><td>± 2.5%</td></tr><tr><td>160 < t</td><td>± 4</td></tr><tr><td colspan="2">平 面 度</td><td>1</td></tr></table> ●測定基準 製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差	厚さ t	t ≤ 20mm	± 0.5	20 < t ≤ 160	± 2.5%	160 < t	± 4	平 面 度		1	●測定項目及び規格値 <table><tr><td rowspan="3">厚さ t</td><td>t ≤ 20mm</td><td>± 0.5</td></tr><tr><td>20 < t ≤ 160</td><td>± 2.5%</td></tr><tr><td>160 < t</td><td>± 4</td></tr><tr><td rowspan="2">相対誤差</td><td>w、L、D ≤ 1,000mm</td><td>1</td></tr><tr><td>1,000mm < w、L、D</td><td>(w、L、D) / 1,000</td></tr></table> ●測定基準 製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照	厚さ t	t ≤ 20mm	± 0.5	20 < t ≤ 160	± 2.5%	160 < t	± 4	相対誤差	w、L、D ≤ 1,000mm	1	1,000mm < w、L、D	(w、L、D) / 1,000																																		
厚さ t	t ≤ 20mm	± 0.5																																																												
	20 < t ≤ 160	± 2.5%																																																												
	160 < t	± 4																																																												
平 面 度		1																																																												
厚さ t	t ≤ 20mm	± 0.5																																																												
	20 < t ≤ 160	± 2.5%																																																												
	160 < t	± 4																																																												
相対誤差	w、L、D ≤ 1,000mm	1																																																												
	1,000mm < w、L、D	(w、L、D) / 1,000																																																												

出来形管理基準の主な改定項目

編	章	節	条	工 種														
					県 (H28.10)	県 (R6.12改定) 赤字:改定箇所												
3 土木工事共通編	1 一般施工	12 工場製作工 共通	3	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	●測定項目及び規格値 <table><tr><td>主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)</td><td>設計値±10</td></tr><tr><td>主桁、主構の鉛直度 δ (mm)</td><td>3+h/1,000</td></tr><tr><td>現場継手部のすき間 δ 1、δ 2 (mm)</td><td>設計値±5</td></tr></table> ●測定基準 主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ 1、δ 2のうち大きいもの設計値が5mm以下の場合、マイナス側については設計値以上とする。	主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	設計値±10	主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	現場継手部のすき間 δ 1、δ 2 (mm)	設計値±5	●測定項目及び規格値 <table><tr><td>主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)</td><td>±10</td></tr><tr><td>主桁、主構の鉛直度 δ (mm)</td><td>3+h/1,000</td></tr><tr><td>現場継手部のすき間 δ 1、δ 2 (mm)</td><td>±5</td></tr></table> ●測定基準 主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ 1、δ 2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例:設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)	主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	±10	主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	現場継手部のすき間 δ 1、δ 2 (mm)	±5
		主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	設計値±10															
		主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000															
現場継手部のすき間 δ 1、δ 2 (mm)	設計値±5																	
主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	±10																	
主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000																	
現場継手部のすき間 δ 1、δ 2 (mm)	±5																	
13 橋梁架設工	-	架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	●測定項目及び規格値 <table><tr><td>※主桁の橋端における出入差 δ (mm)</td><td>設計値 ±10</td></tr><tr><td>※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)</td><td>3+h/1,000</td></tr><tr><td>※現場継手部のすき間 δ 1、δ 2 (mm)</td><td>設計値 ±5</td></tr></table> ●測定基準 主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ 1、δ 2のうち大きいもの設計値が5mm以下の場合、マイナス側については設計値以上とする。	※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ±10	※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	※現場継手部のすき間 δ 1、δ 2 (mm)	設計値 ±5	●測定項目及び規格値 <table><tr><td>※主桁の橋端における出入差 δ (mm)</td><td>±10</td></tr><tr><td>※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)</td><td>3+h/1,000</td></tr><tr><td>※現場継手部のすき間 δ 1、δ 2 (mm)</td><td>±5</td></tr></table> ●測定基準 主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ 1、δ 2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例:設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)	※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	±10	※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	※現場継手部のすき間 δ 1、δ 2 (mm)	±5		
※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ±10																	
※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000																	
※現場継手部のすき間 δ 1、δ 2 (mm)	設計値 ±5																	
※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	±10																	
※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000																	
※現場継手部のすき間 δ 1、δ 2 (mm)	±5																	
		14 法面工 共通	4	アンカー工	●摘要 未記載	●摘要 ※鉄筋挿入工にも適用する												

出来形管理基準の主な改定項目

編	章	節	条	工 種												
					県 (H28.10)	県 (R6.12改定) 赤字:改定箇所										
4 農業土木編	1 ほ場整備	3 整地工	1	整地工 (基盤造成) (表土整地)	●測定基準 10a当たり3点以上。 (標高測定する) ●摘要 1基準高は、基盤面の高さとする。 2均平度は表土整地後に測定する	●測定基準 10a当たり3点以上。 (標高測定する) 「情報化施工技術の活用ガイドライン」[農林水産省]の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ●摘要 1基準高は、基盤面の高さとする。 2均平度は、 基盤整地後と表土埋戻 後に測定する										
				整地工 (基盤造成) (表土整地) (面管理の場合)	未記載	●測定項目及び規格値 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平均値</td><td>個々の計測値</td></tr><tr><td>平場</td><td>標高較差</td><td>±50</td><td>±150</td><td></td><td></td></tr></table> ●測定基準 1. 3次元データによる出来形管理において「情報化施工技術の活用ガイドライン」[農林水産省]に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 出来形測定箇所は、ほ場面の全体とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。出来形測定密度は1点／m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. ほ場周縁から水平方向に±50mm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。					平均値	個々の計測値	平場	標高較差	±50	±150
					平均値	個々の計測値										
	平場	標高較差	±50	±150												
2 土工農用地造成	3 基盤工	2	テラス (階段畑)	●規格値 <table><tr><td>法 勾 配 S</td><td>指定したとき -1分</td></tr></table>	法 勾 配 S	指定したとき -1分	●規格値 <table><tr><td>法 勾 配 S</td><td>指定したとき +2分 -1分</td></tr></table>	法 勾 配 S	指定したとき +2分 -1分							
			法 勾 配 S	指定したとき -1分												
法 勾 配 S	指定したとき +2分 -1分															
改良山成	●規格値 <table><tr><td>法 勾 配 S</td><td>指定したとき -1分</td></tr></table>	法 勾 配 S	指定したとき -1分	●規格値 <table><tr><td>法 勾 配 S</td><td>指定したとき ±1分</td></tr></table>	法 勾 配 S	指定したとき ±1分										
法 勾 配 S	指定したとき -1分															
法 勾 配 S	指定したとき ±1分															
3 舗装、道路改良	6 擁壁工	8	小型擁壁工	●測定項目及び規格値 ●測定基準 ●測定箇所	削除											
	12 舗装工		歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	●測定基準 幅は、片側延長40m毎に1箇所の割で測定。厚さは、片側延長40m毎に1箇所コアを採取して測定。	●測定基準 幅は、片側延長40m毎に1箇所の割で測定。厚さは、片側延長 200 m毎に1箇所コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。											

出来形管理基準の主な改定項目

編	章	節	条	工 種																					
					県 (H28.10)	県 (R6.12改定) 赤字: 改定箇所																			
4 農業土木編	5 水路	7 暗渠工	2	現場打ち暗渠工	●摘要 スパン長の標準を9mとした場合。	●摘要 削除																			
				現場打ちサイホン	●摘要 舗装を行う時は「3農道工事」を適用する。	●摘要 スパン長の標準を9mとした場合 舗装を行う時は「3舗装、道路改良」を適用する。																			
	6 排水路、河川	6 法覆護岸工	3	護岸付属物工	●測定基準 施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	●測定基準 削除 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。																			
			13 推進工	4	管渠 (推進工)	●測定項目及び規格値 <table><tr><td rowspan="2">基準高</td><td>通常</td><td>±50</td></tr><tr><td>難施工性</td><td>±100</td></tr><tr><td colspan="2">中心線の偏位 (水平方向)</td><td>±D/10かつ±100</td></tr><tr><td colspan="2">延長</td><td>-L/500かつ-200</td></tr></table> ●測定基準 (推進工 D≥800mm) 1スパンの推進完了後、基準高(管底高)、中心線の偏位は両端及び20mに1箇所測定する。また掘進中の蛇行状況等は推進管1本毎に測定する。 (小口径推進工 D<800mm) 1スパンの推進完了後、基準高(管底高)、中心線の偏位を両端で測定する。また掘進中の蛇行状況等は推進管1本毎に測定する。 ●摘要 ※難施工性の扱いは特記仕様書による。 D: 管内径 L: 1工事当たり延長計	基準高	通常	±50	難施工性	±100	中心線の偏位 (水平方向)		±D/10かつ±100	延長		-L/500かつ-200	●測定項目及び規格値 <table><tr><td>基準高▽</td><td>±50</td></tr><tr><td>中心線の偏位 (水平)</td><td>±50</td></tr><tr><td>勾配</td><td>±20%</td></tr><tr><td>延長 ℓ</td><td>-ℓ/500かつ-200</td></tr><tr><td>総延長 L</td><td>-200</td></tr></table> ●測定基準 基準高、中心線の偏位(水平)は、推進管1本ごとに1箇所測定する。 延長ℓはマンホール間を測定する。 ●摘要 削除	基準高▽	±50	中心線の偏位 (水平)	±50	勾配	±20%	延長 ℓ
基準高	通常	±50																							
	難施工性	±100																							
中心線の偏位 (水平方向)		±D/10かつ±100																							
延長		-L/500かつ-200																							
基準高▽	±50																								
中心線の偏位 (水平)	±50																								
勾配	±20%																								
延長 ℓ	-ℓ/500かつ-200																								
総延長 L	-200																								

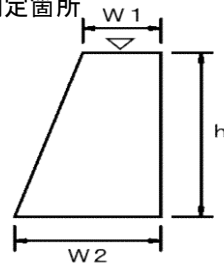
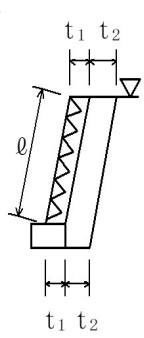
出来形管理基準の主な改定項目

編	章	節	条	工 種																																																				
					県 (H28.10)	県 (R6.12改定) 赤字:改定箇所																																																		
4 農業土木編	17 橋梁下部	6 橋台工	8	橋台躯体工	●測定基準 橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	●測定基準 橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。																																																		
		7 RC橋脚工	9	橋脚躯体工(張出式)(重力式)(半重力式)(ラーメン式)																																																				
	18 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	支承工 (鋼製支承) (ゴム支承)	●測定項目及び規格値	●測定項目及び規格値																																																		
					<table><tr><td colspan="2">据付け高さ 注1)</td><td>±5</td></tr><tr><td colspan="2">可動支承の移動可能量 注2)</td><td>設計移動量+10以上</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">支承中心間隔 (橋軸直角方向)</td><td>コンクリート橋</td><td>鋼橋</td></tr><tr><td>±5</td><td>4+0.5×(B-2)</td></tr><tr><td rowspan="2">水下平沓度の</td><td>橋軸方向</td><td colspan="2" rowspan="2">1／100</td></tr><tr><td>橋軸直角方向</td></tr><tr><td colspan="2">可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差</td><td colspan="2">5</td></tr><tr><td colspan="2">可動支承の移動量 注3)</td><td colspan="2">温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上</td></tr></table>	据付け高さ 注1)		±5	可動支承の移動可能量 注2)		設計移動量+10以上	支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート橋	鋼橋	±5	4+0.5×(B-2)	水下平沓度の	橋軸方向	1／100		橋軸直角方向	可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5		可動支承の移動量 注3)		温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上		<table><tr><td colspan="2">据付け高さ 注1)</td><td>±5</td></tr><tr><td colspan="2">可動支承の移動可能量 注2)</td><td>設計移動量以上</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">支承中心間隔 (橋軸直角方向)</td><td>コンクリート橋</td><td>鋼橋</td></tr><tr><td>±5</td><td>±(4+0.5×(B-2))</td></tr><tr><td rowspan="2">水平度の</td><td>橋軸方向</td><td colspan="2" rowspan="2">1／100</td></tr><tr><td>橋軸直角方向</td></tr><tr><td colspan="2">可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差</td><td colspan="2">5</td></tr><tr><td colspan="2">可動支承の機能確認 注3)</td><td colspan="2">温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上</td></tr></table>	据付け高さ 注1)		±5	可動支承の移動可能量 注2)		設計移動量以上	支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート橋	鋼橋	±5	±(4+0.5×(B-2))	水平度の	橋軸方向	1／100		橋軸直角方向	可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5		可動支承の機能確認 注3)		温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上	
据付け高さ 注1)		±5																																																						
可動支承の移動可能量 注2)		設計移動量+10以上																																																						
支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート橋	鋼橋																																																					
		±5	4+0.5×(B-2)																																																					
水下平沓度の	橋軸方向	1／100																																																						
	橋軸直角方向																																																							
可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5																																																						
可動支承の移動量 注3)		温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上																																																						
据付け高さ 注1)		±5																																																						
可動支承の移動可能量 注2)		設計移動量以上																																																						
支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート橋	鋼橋																																																					
		±5	±(4+0.5×(B-2))																																																					
水平度の	橋軸方向	1／100																																																						
	橋軸直角方向																																																							
可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5																																																						
可動支承の機能確認 注3)		温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上																																																						

出来形管理基準の主な改定項目

編	章	節	条	工 種																		
					県 (H28.10)	県 (R6.12改定) 赤字:改定箇所																
4 農業土木編	18 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6	橋梁用防護柵工	●規格値 <table><tr><td>幅</td><td>w</td><td>- 5 ~ + 10</td></tr><tr><td>高</td><td>さ h</td><td>± 10</td></tr></table>	幅	w	- 5 ~ + 10	高	さ h	± 10	●規格値 <table><tr><td>天端幅 w₁</td><td>- 5 ~ + 10</td></tr><tr><td>地覆の幅 w₂</td><td>- 10 ~ + 20</td></tr><tr><td>高さ h₁</td><td>± 10</td></tr><tr><td>高さ h₂</td><td>± 10</td></tr><tr><td>有効幅員 w₃</td><td>0 ~ + 30</td></tr></table>	天端幅 w ₁	- 5 ~ + 10	地覆の幅 w ₂	- 10 ~ + 20	高さ h ₁	± 10	高さ h ₂	± 10	有効幅員 w ₃	0 ~ + 30
			幅	w		- 5 ~ + 10																
高	さ h	± 10																				
天端幅 w ₁	- 5 ~ + 10																					
地覆の幅 w ₂	- 10 ~ + 20																					
高さ h ₁	± 10																					
高さ h ₂	± 10																					
有効幅員 w ₃	0 ~ + 30																					
			7	橋梁用高欄工																		
5 治山編	1 溪間工	6 鋼製ダム工	7	コンクリート側壁工	準用する出来形管理基準を変更 第4編第15章第6節コンクリートダム工(導流壁)	第5編5-1-5-6コンクリート側壁工																
			9	水叩工	準用する出来形管理基準を変更 第4編第15章第6節コンクリートダム工(水叩)	第5編5-1-5-8水叩工																
		8 床固め工	3	床固め本体工	準用する出形管理基準を変更 第4編第15章第6節コンクリートダム工(本体)	第5編5-1-5-4コンクリートダム本体工																
			4	垂直壁工	準用する出形管理基準を変更 第4編第15章第6節コンクリートダム工(本体)	第5編5-1-5-4コンクリートダム本体工																
			5	側壁工	準用する出形管理基準を変更 第4編第15章第6節コンクリートダム工(導流壁)	第5編5-1-5-6コンクリート側壁工																
			6	水叩工	準用する出形管理基準を変更 第4編第15章第6節コンクリートダム工(水叩)	第5編5-1-5-8水叩工																

出来形管理基準の主な改定項目

編	章	節	条	工 種	県 (H28.10)	県 (R6.12改定) 赤字:改定箇所																	
5 治山編	2 山腹工	4 土留工	3	コンクリート土留工	第3編3-1-15-1場所打擁壁工を準用	新設 ●測定項目及び規格値 <table><tr><td colspan="2">基 準 高 ▽</td><td>±50</td></tr><tr><td rowspan="2">高 さ h</td><td>h < 3 m</td><td>-50</td></tr><tr><td>h ≧ 3 m</td><td>-100</td></tr><tr><td colspan="2">幅 w1 w2</td><td>-30</td></tr><tr><td colspan="2">延 長 L</td><td>-50</td></tr><tr><td colspan="2">勾 配</td><td>±0.5分</td></tr></table> ●測定基準 図面の表示箇所で測定。断面、形状等の変化点ごとに測定する。 ●測定箇所 	基 準 高 ▽		±50	高 さ h	h < 3 m	-50	h ≧ 3 m	-100	幅 w1 w2		-30	延 長 L		-50	勾 配		±0.5分
			基 準 高 ▽		±50																		
高 さ h	h < 3 m	-50																					
	h ≧ 3 m	-100																					
幅 w1 w2		-30																					
延 長 L		-50																					
勾 配		±0.5分																					
4	ブロック積み土留工	第3編3-1-5-3コンクリートブロック工を準用	新設 ●測定項目及び規格値 <table><tr><td colspan="2">基 準 高 ▽</td><td>±50</td></tr><tr><td colspan="2">法 長 ℓ</td><td>-50</td></tr><tr><td colspan="2">厚さ (ブロック積み) t1</td><td>-30</td></tr><tr><td colspan="2">厚さ (裏込) t2</td><td>-30</td></tr><tr><td colspan="2">延 長 L</td><td>-100</td></tr></table> ●測定基準 図面の表示箇所で測定。断面、形状等の変化点ごとに測定する。 ●測定箇所 	基 準 高 ▽		±50	法 長 ℓ		-50	厚さ (ブロック積み) t1		-30	厚さ (裏込) t2		-30	延 長 L		-100					
基 準 高 ▽		±50																					
法 長 ℓ		-50																					
厚さ (ブロック積み) t1		-30																					
厚さ (裏込) t2		-30																					
延 長 L		-100																					
5 治山編	2 山腹工	4 土留工	5	丸太積土留工	●測定基準 施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。延長は1施工箇所毎。	●測定基準 図面の表示箇所で測定。断面、形状等の変化点ごとに測定する。																	

出来形管理基準の主な改定項目

編	章	節	条	工 種	県 (H28.10)	県 (R6.12改定) 赤字: 改定箇所																																																								
5 治山編	2 山腹工	4 土留工	6	コンクリート板土留工	●測定基準 施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 延長は1施工箇所毎。	●測定基準 図面の表示箇所で測定。断面、形状等の変化点ごとに測定する。																																																								
			7	鋼製枠土留工	準用する出来形管理基準を設定	第5編5-1-6-5鋼製ダム本体工																																																								
			8	土のう積土留工	●測定項目及び規格値 <table><tr><td>高</td><td>さ</td><td>h</td><td>-100</td></tr><tr><td>延 長</td><td>L1, L2</td><td></td><td>-200</td></tr><tr><td>勾</td><td>配</td><td></td><td>±0.5分</td></tr></table> ●測定基準 施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 延長は1施工箇所毎。	高	さ	h	-100	延 長	L1, L2		-200	勾	配		±0.5分	●測定項目及び規格値 <table><tr><td>高</td><td>さ</td><td>h</td><td>-100</td></tr><tr><td>延 長</td><td>L1, L2</td><td></td><td>-100</td></tr><tr><td>勾</td><td>配</td><td></td><td>±0.5分</td></tr></table> ●測定基準 図面の表示箇所で測定。断面、形状等の変化点ごとに測定する。	高	さ	h	-100	延 長	L1, L2		-100	勾	配		±0.5分																																
		高	さ	h	-100																																																									
	延 長	L1, L2		-200																																																										
勾	配		±0.5分																																																											
高	さ	h	-100																																																											
延 長	L1, L2		-100																																																											
勾	配		±0.5分																																																											
10 筋工	4	丸太筋工	準用する出形管理基準を変更 第5編5-2-10-2石筋工	第5編5-2-8-2編柵工																																																										
4 海岸防災林造成	4 防潮工	1	《護岸基礎工》 捨石工	●測定項目及び規格値 <table><tr><td rowspan="6">基準高▽</td><td>本</td><td>均</td><td>し</td><td>±50</td></tr><tr><td rowspan="2">荒均し</td><td>異形ブロック付面(乱積)の高さ</td><td>±500</td></tr><tr><td>異形ブロック付面(乱積)以外の高さ</td><td>±300</td></tr><tr><td rowspan="2">被覆均し</td><td>異形ブロック付面(乱積)の高さ</td><td>±500</td></tr><tr><td>異形ブロック付面(乱積)以外の高さ</td><td>±300</td></tr><tr><td>法</td><td>長</td><td>ℓ</td><td>-100</td></tr><tr><td>天 端 幅</td><td>w₁</td><td></td><td>-100</td></tr><tr><td>天 端 延 長</td><td>L₁</td><td></td><td>-200</td></tr></table>	基準高▽	本	均	し	±50	荒均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ	±500	異形ブロック付面(乱積)以外の高さ	±300	被覆均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ	±500	異形ブロック付面(乱積)以外の高さ	±300	法	長	ℓ	-100	天 端 幅	w ₁		-100	天 端 延 長	L ₁		-200	●測定項目及び規格値 <table><tr><td rowspan="6">基準高▽</td><td>本</td><td>均</td><td>し</td><td>±50</td></tr><tr><td rowspan="2">表 面 均 し</td><td></td><td>±100</td></tr><tr><td rowspan="2">荒均し</td><td>異形ブロック付面(乱積)の高さ</td><td>±500</td></tr><tr><td>異形ブロック付面(乱積)以外の高さ</td><td>±300</td></tr><tr><td rowspan="2">被覆均し</td><td>異形ブロック付面(乱積)の高さ</td><td>±500</td></tr><tr><td>異形ブロック付面(乱積)以外の高さ</td><td>±300</td></tr><tr><td>法</td><td>長</td><td>ℓ</td><td>-100</td></tr><tr><td>天 端 幅</td><td>w₁</td><td></td><td>-100</td></tr><tr><td>天 端 延 長</td><td>L₁</td><td></td><td>-200</td></tr></table>	基準高▽	本	均	し	±50	表 面 均 し		±100	荒均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ	±500	異形ブロック付面(乱積)以外の高さ	±300	被覆均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ	±500	異形ブロック付面(乱積)以外の高さ	±300	法	長	ℓ	-100	天 端 幅	w ₁		-100	天 端 延 長	L ₁		-200
		基準高▽	本	均		し	±50																																																							
荒均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ		±500																																																											
	異形ブロック付面(乱積)以外の高さ		±300																																																											
被覆均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ		±500																																																											
	異形ブロック付面(乱積)以外の高さ		±300																																																											
法	長		ℓ	-100																																																										
天 端 幅	w ₁		-100																																																											
天 端 延 長	L ₁		-200																																																											
基準高▽	本	均	し	±50																																																										
	表 面 均 し		±100																																																											
		荒均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ	±500																																																										
	異形ブロック付面(乱積)以外の高さ		±300																																																											
	被覆均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ	±500																																																											
		異形ブロック付面(乱積)以外の高さ	±300																																																											
法	長	ℓ	-100																																																											
天 端 幅	w ₁		-100																																																											
天 端 延 長	L ₁		-200																																																											
5 治山編	4 海岸防災林造成	4 防潮工	1	《天端被覆工》 アスファルト被覆工	準用する出来形管理基準を設定	第5編5-4-4-1コンクリート被覆工																																																								
			2	《突堤基礎工》 吸出し防止工	●測定基準 延長L 1施工箇所毎。	●測定基準 延長L 削除																																																								

出来形管理基準の主な改定項目

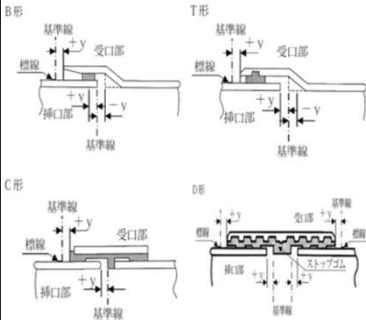
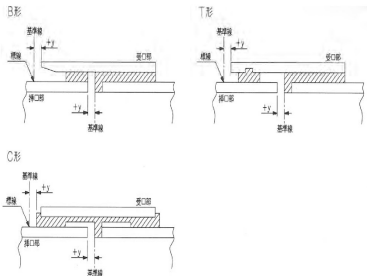
編	章	節	条	工 種	県 (H28.10)		県 (R6.12改定) 赤字:改定箇所																																	
					●測定項目及び規格値		●測定項目及び規格値																																	
5 治山 編	4 海岸 防災 林造成	4 防潮 工	2	《根固工》 根固めブロック 工	●測定項目及び規格値 <table><tr><td rowspan="4">層積</td><td>基準高▽</td><td>±100</td></tr><tr><td>厚さ t</td><td>-20</td></tr><tr><td>幅 W₁, W₂</td><td>-20</td></tr><tr><td>延長 L₁, L₂</td><td>-200</td></tr><tr><td rowspan="2">乱積</td><td>基準高▽</td><td>± t/2</td></tr><tr><td>延長 L₁, L₂</td><td>- t/2</td></tr></table> ●測定基準 施工延長40 m（測点間隔25 mの場合は50 m）につき 1ヶ所、延長40m（又は50 m）以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1施工箇所毎 施工延長40 m（測点間隔25 mの場合は50 m）につき 1ヶ所、延長40m（又は50 m）以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 1施工箇所毎		層積	基準高▽	±100	厚さ t	-20	幅 W ₁ , W ₂	-20	延長 L ₁ , L ₂	-200	乱積	基準高▽	± t/2	延長 L ₁ , L ₂	- t/2	●測定項目及び規格値 <table><tr><td rowspan="2">基準高▽</td><td>層積</td><td>±300</td></tr><tr><td>乱積</td><td>± t/2</td></tr><tr><td colspan="2">厚さ t</td><td>-20</td></tr><tr><td rowspan="2">幅 W₁ W₂</td><td>層積</td><td>-20</td></tr><tr><td>乱積</td><td>- t/2</td></tr><tr><td rowspan="2">延長 L₁ L₂</td><td>層積</td><td>-200</td></tr><tr><td>乱積</td><td>- t/2</td></tr></table> ●測定基準 施工延長40 m（測点間隔25 mの場合は50 m）につき 1ヶ所、延長40m（又は50 m）以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1施工箇所毎		基準高▽	層積	±300	乱積	± t/2	厚さ t		-20	幅 W ₁ W ₂	層積	-20	乱積	- t/2	延長 L ₁ L ₂	層積	-200	乱積	- t/2
					層積	基準高▽		±100																																
厚さ t	-20																																							
幅 W ₁ , W ₂	-20																																							
延長 L ₁ , L ₂	-200																																							
乱積	基準高▽	± t/2																																						
	延長 L ₁ , L ₂	- t/2																																						
基準高▽	層積	±300																																						
	乱積	± t/2																																						
厚さ t		-20																																						
幅 W ₁ W ₂	層積	-20																																						
	乱積	- t/2																																						
延長 L ₁ L ₂	層積	-200																																						
	乱積	- t/2																																						
5 森林 整備	4 保育	3	本数調整伐、除伐	●測定基準 納入伝票		●測定基準 削除																																		
		4	枝落し	●測定基準 納入伝票		●測定基準 削除																																		

出来形管理基準の主な改定項目

編	章	節	条	工 種																																																																																																																																																							
					県 (H28.10)	県 (R6.12改定) 赤字:改定箇所																																																																																																																																																					
5 治山編	5 森林整備	4 保育	6	雪起し	準用する出来形管理基準を設定	第5編5-5-4-4枝落し																																																																																																																																																					
		5 歩道作設	1	作業歩道	●測定項目及び規格値 <table><tr><td>延 長 L</td><td>-2%</td></tr><tr><td>幅 w</td><td>-100</td></tr></table>	延 長 L	-2%	幅 w	-100	●測定項目及び規格値 <table><tr><td>延 長 L</td><td>設計値以上</td></tr><tr><td>幅 w</td><td>設計値以上</td></tr></table>	延 長 L	設計値以上	幅 w	設計値以上																																																																																																																																													
延 長 L	-2%																																																																																																																																																										
幅 w	-100																																																																																																																																																										
延 長 L	設計値以上																																																																																																																																																										
幅 w	設計値以上																																																																																																																																																										
6 林道編	2 舗装	11 コンクリート路面工	2	コンクリート路面工	●測定項目及び規格値 <table><tr><td>幅</td><td>-25</td></tr><tr><td>長</td><td>-20</td></tr></table>	幅	-25	長	-20	●測定項目及び規格値 <table><tr><td>幅(幅員)</td><td>-25</td></tr><tr><td>長</td><td>-25</td></tr></table>	幅(幅員)	-25	長	-25																																																																																																																																													
幅	-25																																																																																																																																																										
長	-20																																																																																																																																																										
幅(幅員)	-25																																																																																																																																																										
長	-25																																																																																																																																																										
別表イ	—	—	—	管水路(ダクトイ ル鑄鉄管)ジョイ ント間隔管理基 準値	注) 未記載	注) 6. 標準値は継手構造上、本来開 くべきジョイント間隔値を示してお り、規格値は標準値に対する値を 示している。																																																																																																																																																					
別表ウ	—	—	—	管水路(強化プ ラスチック複合 管)ジョイント間 隔管理基準値	<table><tr><th rowspan="3">規格</th><th colspan="5">JIS A 5350</th></tr><tr><th rowspan="2">標準値</th><th colspan="4">規格値</th></tr><tr><th colspan="2">B形及びT形</th><th colspan="2">C形及びD形</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>良質地盤</td><td>軟弱地盤</td><td></td></tr><tr><td>200</td><td>0</td><td>+ 33</td><td>- 33 (0)</td><td>+22</td><td>-22 (0)</td></tr><tr><td>250</td><td>0</td><td>+ 33</td><td>- 33 (0)</td><td>+22</td><td>-22 (0)</td></tr><tr><td>300</td><td>0</td><td>+ 38</td><td>- 38 (0)</td><td>+25</td><td>-25 (0)</td></tr><tr><td>350</td><td>0</td><td>+ 38</td><td>- 38 (0)</td><td>+25</td><td>-25 (0)</td></tr><tr><td>400</td><td>0</td><td>+ 43</td><td>- 43 (0)</td><td>+28</td><td>-28 (0)</td></tr><tr><td>450</td><td>0</td><td>+ 43</td><td>- 43 (0)</td><td>+28</td><td>-28 (0)</td></tr><tr><td>500</td><td>0</td><td>+ 53</td><td>- 52 (0)</td><td>+35</td><td>-34 (0)</td></tr><tr><td>600</td><td>0</td><td>+ 53</td><td>- 52 (0)</td><td>+35</td><td>-34 (0)</td></tr><tr><td>700</td><td>0</td><td>+ 53</td><td>- 52 (0)</td><td>+35</td><td>-34 (0)</td></tr><tr><td>800</td><td>0</td><td>+ 53</td><td>- 52 (0)</td><td>+35</td><td>-34 (0)</td></tr><tr><td>900</td><td>0</td><td>+ 53</td><td>- 52 (0)</td><td>+35</td><td>-34 (0)</td></tr><tr><td>1,000</td><td>0</td><td>+ 53</td><td>- 51 (0)</td><td>+35</td><td>-33 (0)</td></tr><tr><td>1,100</td><td>0</td><td>+ 53</td><td>- 51 (0)</td><td>+35</td><td>-33 (0)</td></tr><tr><td>1,200</td><td>0</td><td>+ 53</td><td>- 51 (0)</td><td>+35</td><td>-33 (0)</td></tr><tr><td>1,350</td><td>0</td><td>+ 53</td><td>- 51 (0)</td><td>+35</td><td>-33 (0)</td></tr><tr><td>1,500</td><td>0</td><td>+ 53</td><td>- 51 (0)</td><td>+35</td><td>-33 (0)</td></tr><tr><td>1,650</td><td>0</td><td>+ 80</td><td>- 77 (0)</td><td>+53</td><td>-50 (0)</td></tr><tr><td>1,800</td><td>0</td><td>+ 80</td><td>- 77 (0)</td><td>+53</td><td>-50 (0)</td></tr><tr><td>2,000</td><td>0</td><td>+ 95</td><td>- 92 (0)</td><td>+63</td><td>-60 (0)</td></tr><tr><td>2,200</td><td>0</td><td>+ 95</td><td>- 92 (0)</td><td>+63</td><td>-60 (0)</td></tr><tr><td>2,400</td><td>0</td><td>+113</td><td>-110 (0)</td><td>+75</td><td>-72 (0)</td></tr><tr><td>2,600</td><td>0</td><td>+113</td></tr></table>	規格	JIS A 5350					標準値	規格値				B形及びT形		C形及びD形					良質地盤	軟弱地盤		200	0	+ 33	- 33 (0)	+22	-22 (0)	250	0	+ 33	- 33 (0)	+22	-22 (0)	300	0	+ 38	- 38 (0)	+25	-25 (0)	350	0	+ 38	- 38 (0)	+25	-25 (0)	400	0	+ 43	- 43 (0)	+28	-28 (0)	450	0	+ 43	- 43 (0)	+28	-28 (0)	500	0	+ 53	- 52 (0)	+35	-34 (0)	600	0	+ 53	- 52 (0)	+35	-34 (0)	700	0	+ 53	- 52 (0)	+35	-34 (0)	800	0	+ 53	- 52 (0)	+35	-34 (0)	900	0	+ 53	- 52 (0)	+35	-34 (0)	1,000	0	+ 53	- 51 (0)	+35	-33 (0)	1,100	0	+ 53	- 51 (0)	+35	-33 (0)	1,200	0	+ 53	- 51 (0)	+35	-33 (0)	1,350	0	+ 53	- 51 (0)	+35	-33 (0)	1,500	0	+ 53	- 51 (0)	+35	-33 (0)	1,650	0	+ 80	- 77 (0)	+53	-50 (0)	1,800	0	+ 80	- 77 (0)	+53	-50 (0)	2,000	0	+ 95	- 92 (0)	+63	-60 (0)	2,200	0	+ 95	- 92 (0)	+63	-60 (0)	2,400	0	+113	-110 (0)	+75	-72 (0)	2,600	0	+113
規格	JIS A 5350																																																																																																																																																										
	標準値	規格値																																																																																																																																																									
		B形及びT形		C形及びD形																																																																																																																																																							
			良質地盤	軟弱地盤																																																																																																																																																							
200	0	+ 33	- 33 (0)	+22	-22 (0)																																																																																																																																																						
250	0	+ 33	- 33 (0)	+22	-22 (0)																																																																																																																																																						
300	0	+ 38	- 38 (0)	+25	-25 (0)																																																																																																																																																						
350	0	+ 38	- 38 (0)	+25	-25 (0)																																																																																																																																																						
400	0	+ 43	- 43 (0)	+28	-28 (0)																																																																																																																																																						
450	0	+ 43	- 43 (0)	+28	-28 (0)																																																																																																																																																						
500	0	+ 53	- 52 (0)	+35	-34 (0)																																																																																																																																																						
600	0	+ 53	- 52 (0)	+35	-34 (0)																																																																																																																																																						
700	0	+ 53	- 52 (0)	+35	-34 (0)																																																																																																																																																						
800	0	+ 53	- 52 (0)	+35	-34 (0)																																																																																																																																																						
900	0	+ 53	- 52 (0)	+35	-34 (0)																																																																																																																																																						
1,000	0	+ 53	- 51 (0)	+35	-33 (0)																																																																																																																																																						
1,100	0	+ 53	- 51 (0)	+35	-33 (0)																																																																																																																																																						
1,200	0	+ 53	- 51 (0)	+35	-33 (0)																																																																																																																																																						
1,350	0	+ 53	- 51 (0)	+35	-33 (0)																																																																																																																																																						
1,500	0	+ 53	- 51 (0)	+35	-33 (0)																																																																																																																																																						
1,650	0	+ 80	- 77 (0)	+53	-50 (0)																																																																																																																																																						
1,800	0	+ 80	- 77 (0)	+53	-50 (0)																																																																																																																																																						
2,000	0	+ 95	- 92 (0)	+63	-60 (0)																																																																																																																																																						
2,200	0	+ 95	- 92 (0)	+63	-60 (0)																																																																																																																																																						
2,400	0	+113	-110 (0)	+75	-72 (0)																																																																																																																																																						
2,600	0	+113																																																																																																																																																									

(次頁に続く)

出来形管理基準の主な改定項目

編	章	節	条	工 種	県 (H28.10)	県 (R6.12改定) 赤字:改定箇所
					注) 2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。 なお、「埋戻後」とは、特に指示のない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。 3. 継手部の標準断面は次図のとおりであり、標準値は図の寸法yである。なお、管理基準値等のうち()内数値は、点線で示した形状の管に適用する。 4. D形の場合は、受口側と挿口側を各々測定する。  ※ 管がストップゴムを付している場合は(-)とする なお、その場合受口側の値をとりとする。	注) 2. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の外から測定してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。 なお、「埋戻後」とは、特に指示のない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。 3. 継手部の標準断面は次図のとおりであり、標準値は図の寸法yである。なお、基準線に対し抜け出し側を(+)とする。 4. 測定値は、受口部長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある。 

品質管理基準の主な改定項目

工 種	試験項目	農林水産部 (R6.12)	
		県 (H28.10)	県 (R6.12改訂) 赤字: 改定箇所
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) 22 吹付工 23 現場吹付法枠工 29 コンクリートダム 30 覆工コンクリート(NATM)	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)骨材の密度及び吸水率試験	●摘要 JIS A 5005(コンクリート用碎石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材―第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材―第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材―第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材―第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	●摘要 JIS A 5005(コンクリート用碎石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材―第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材―第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材―第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材―第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材―第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) 15 転圧コンクリート 22 吹付工 23 現場吹付法枠工 29 コンクリートダム 31 吹付けコンクリート(NATM)	練混ぜ水の水質試験	●試験時期・頻度 工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。	●試験時期・頻度 工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日

品質管理基準の主な改定項目

工 種	試験項目	農林水産部 (R6. 12)	
		県 (H28.10)	県 (R6.12改訂) 赤字: 改定箇所
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) 29 コンクリートダム 30 覆工コンクリート (NATM)	単位水量測定	●試験方法 「レディミクストコンクリートの品質確保について」 ●規格値 1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m³の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m³以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	●試験方法 「徳島県土木工事レディーミクストコンクリート単位水量測定要領」 ●規格値 1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m³以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m³以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m³の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m³以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)セメントの水和熱測定	●試験項目 未記載 ●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載	●試験項目 JIS R 5203 ●規格値 JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) ●試験時期・頻度 工事開始前、工事中1回/月以上
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)セメントの蛍光X線分析方法	●試験項目 未記載 ●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載	●試験項目 JIS R 5204 ●規格値 JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5214(エコセメント) ●試験時期・頻度 工事開始前、工事中1回/月以上

品質管理基準の主な改定項目

工 種	試験項目	農林水産部 (R6.12)	
		県 (H28.10)	県 (R6.12改訂) 赤字: 改定箇所
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	スケールによる測定	●摘要 高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。	●摘要 高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合 は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領(案)で定める写真の提出で代替することができる。
2 プレキャストコンクリート製品(JIS I類)	JISマーク確認 又は「その他」の試験項目の確認	●試験方法 未記載	●試験方法 目視 (写真撮影)
2 プレキャストコンクリート製品(JIS I類)	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載	●規格値 有害な角欠け・ひび割れの無いこと ●試験時期・頻度 全数
3 プレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	製品検査結果 (寸法・形状・外観、性能試験) ※協議をした項目	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載	●規格値 設計図書による ●試験時期・頻度 製造工場の検査ロット毎
3 プレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	JISマーク確認 又は「その他」の試験項目の確認	●規格値 未記載	●規格値 設計図書による

品質管理基準の主な改定項目

工 種	試験項目	農林水産部 (R6.12)	
		県 (H28.10)	県 (R6.12改訂) 赤字: 改定箇所
3 プレキャストコンクリート製品 (JIS II 類)	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載	●規格値 有害な角欠け・ひび割れの無いこと ●試験時期・頻度 全数
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載	●規格値 「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号) ●試験時期・頻度 1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	コンクリートの塩化物総量規制	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載	●規格値 原則0.3kg/m ³ 以下 ●試験時期・頻度 1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載	●規格値 製造工場の管理基準 ●試験時期・頻度 1回/日以上
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	コンクリートの圧縮強度試験	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載	●規格値 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値) ●試験時期・頻度 1回/日以上
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	コンクリートの空気量測定 (凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載	●規格値 JIS A 5364 4.5±1.5% (許容差) ●試験時期・頻度 1回/日以上
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	骨材のふるい分け試験 (粒度・粗粒率) 粗骨材のすりへり試験	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載	●規格値 JIS A 5364 JIS A 5308 ●試験時期・頻度 1回/月以上及び産地が変わった場合。

品質管理基準の主な改定項目

工 種	試験項目	農林水産部 (R6. 12)	
		県 (H28.10)	県 (R6.12改訂) 赤字: 改定箇所
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	骨材の密度及び吸水率試験	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載 ●摘要 未記載	●規格値 JIS A 5364 JIS A 5308 ●試験時期・頻度 1回／月以上及び産地が変わった場合。 ●摘要 JIS A 5005(コンクリート用碎石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材ー第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材ー第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材ー第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材ー第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材ー第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	粗骨材のすりへり試験	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載	●規格値 JIS A 5364 JIS A 5308 ●試験時期・頻度 1回／年以上及び産地が変わった場合。
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	骨材の微粒分量試験	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載	●規格値 粗骨材 碎石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下) ●試験時期・頻度 工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回／週以上)

品質管理基準の主な改定項目

工 種	試験項目	農林水産部 (R6.12)	
		県 (H28.10)	県 (R6.12改訂) 赤字: 改定箇所
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	砂の有機不純物試験	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載	●規格値 標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。 ●試験時期・頻度 1回／年以上及び産地が変わった場合。
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	骨材中の粘土塊量の試験	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載	●規格値 細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下 ●試験時期・頻度 1回／年以上及び産地が変わった場合。
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載	●規格値 細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下 ●試験時期・頻度 砂、砂利: 製作開始前、1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石: 製作開始前、1回／年以上及び産地が変わった場合。
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	セメントの物理試験 セメントの化学分析	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載	●規格値 JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント) ●試験時期・頻度 1回／月以上
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	コンクリート用混和材 ・化学混和剤	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載 ●摘要 未記載	●規格値 JIS A 6201(フライアッシュ) JIS A 6202(膨張材) JIS A 6204(化学混和剤) JIS A 6206(高炉スラグ微粉末) JIS A 6207(シリカフューム) ●試験時期・頻度 1回／月以上 ただし、JIS A 6204(化学混和剤)は1回／6ヶ月以上 ●摘要 試験成績表による。

品質管理基準の主な改定項目

工 種	試験項目	農林水産部 (R6.12)	
		県 (H28.10)	県 (R6.12改訂) 赤字: 改定箇所
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	練混ぜ水の品質試験	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載 ●摘要 未記載	●規格値 懸濁物質の量: 2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/ℓ以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上 ●試験時期・頻度 1回/年以上及び水質が変わった場合。 ●摘要 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	鋼材	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載 ●摘要 未記載	●規格値 JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502 ●試験時期・頻度 1回/月又は入荷の都度 ●摘要 試験成績表による。
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載	●規格値 有害な角欠け・ひび割れの無いこと ●試験時期・頻度 全数

品質管理基準の主な改定項目

工 種	試験項目	農林水産部 (R6.12)	
		県 (H28.10)	県 (R6.12改訂) 赤字: 改定箇所
5 ガス圧接	外観検査 (施工前試験)	●規格値 熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 ●試験時期・頻度 鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	●規格値 熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方またはいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方またはいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 ●試験時期・頻度 鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。

品質管理基準の主な改定項目

工 種	試験項目	農林水産部 (R6.12)	
		県 (H28.10)	県 (R6.12改訂) 赤字: 改定箇所
5 ガス圧接	外観検査 (施工前試験)	●摘要 ・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	●摘要 ・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。

品質管理基準の主な改定項目

工 種	試験項目	農林水産部 (R6.12)	
		県 (H28.10)	県 (R6.12改訂) 赤字: 改定箇所
5 ガス圧接	外観検査 (施工後試験)	●規格値 熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1／5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1／4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2° 以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	●規格値 熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1／5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方またはいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方またはいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1／4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2° 以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1／5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。

品質管理基準の主な改定項目

工 種	試験項目	農林水産部 (R6.12)	
		県 (H28.10)	県 (R6.12改訂) 赤字: 改定箇所
5 ガス圧接	外観検査 (施工後試験)	●摘要 熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。	●摘要 熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。
7 基礎工	支持層の確認	●規格値 未記載 ●摘要 未記載	●規格値 試験杭の施工により定めた方法を満足していること ●摘要 中掘り杭工法(セメントミルク噴出攪拌方式)、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値(オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値)の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める
8 場所杭工	孔底沈殿物の管理	●規格値 未記載 ●摘要 未記載	●規格値 設計図書による ●摘要 孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する
9 既製杭工(中掘り杭工コンクリート打設方式)	孔底処理	●規格値 未記載 ●摘要 未記載	●規格値 設計図書による ●摘要 泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する
11 上層路盤	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	●規格値 1.5%以下	●規格値 1.0%以下

品質管理基準の主な改定項目

工 種	試験項目	農林水産部 (R6.12)	
		県 (H28.10)	県 (R6.12改訂) 赤字: 改定箇所
14 アスファルト舗装	粗骨材中の軟石 量試験	●試験方法 JIS A 1126 ●規格値 軟石量: 5%以下	●試験方法 削除 ●規格値 削除
14 アスファルト舗装	温度測定(初転 圧前)	●規格値 110℃以上	●規格値 110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって 敷均しが困難な場合や、中温化 技術により施工性を改善した混合 物を使用する場合、締固め効果 の高いローラを使用する場合など は、所定の締固め度が得られる範 囲で、適切な温度を設定
15 転圧コンクリート	粗骨材中の軟石 量試験	●試験方法 JIS A 1126 ●規格値 軟石量: 5%以下 ●摘要 観察で問題なければ省略できる。	●試験方法 削除 ●規格値 削除 ●摘要 削除
15 転圧コンクリート	骨材中に含まれ る密度 1.95g/cm ³ の液 体に浮く粒子の 試験	●試験方法 JIS A 1141 ●規格値 0.5%以下	●試験方法 削除 ●規格値 削除
16 グースアスファル ト舗装	粗骨材中の軟石 量試験	●試験方法 JIS A 1126 ●規格値 軟石量: 5%以下	●試験方法 削除 ●規格値 削除
17 路床安定処理工	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいづ れかを実施す る。	●試験時期・頻度 1日の1層あたりの施工面積を基 準とする。管理単位の面積は 1,500m ² を標準とし、1日の施工面 積が2,000m ² 以上の場合、その施 工面積を2管理単位以上に分割す るものとする。1管理単位あたりの 測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1,000m ² 未満: 10点 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満: 15点	●試験時期・頻度 盛土を管理する単位(以下「管理 単位」)に分割して管理単位ごとに 管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基 準とする。管理単位の面積は 1,500m ² を標準とし、1日の施工面 積が2,000m ² 以上の場合、その施 工面積を2管理単位以上に分割す るものとする。1管理単位あたりの 測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1,000m ² 未満: 10点 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満: 15点

品質管理基準の主な改定項目

工 種	試験項目	農林水産部 (R6.12)	
		県 (H28.10)	県 (R6.12改訂) 赤字: 改定箇所
18 表層安定処理工 (表層混合処理)	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	●試験基準 500m3につき1回の割合で行う。ただし、500m3未満の工事は1回。	●試験基準 500m3につき1回の割合で行う。ただし、500m3未満の工事は1回。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。
18 表層安定処理工 (表層混合処理)	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	●試験時期・頻度 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上1,000m2未満: 10点 ・1,000m2以上2,000m2未満: 15点	●試験時期・頻度 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上1,000m2未満: 10点 ・1,000m2以上2,000m2未満: 15点
19 固結工	土の一軸圧縮試験	●摘要 配合を定めるための試験である。	●摘要 配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体採取する。
19 固結工	改良体全長の連続性確認	●試験時期・頻度 未記載 ●摘要 未記載	●試験時期・頻度 改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。 ●摘要 ・ボーリング等により供試体採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。
19 固結工	土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	●摘要 ボーリング等により供試体採取する。	●摘要 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。

品質管理基準の主な改定項目

工 種	試験項目	農林水産部 (R6.12)	
		県 (H28.10)	県 (R6.12改訂) 赤字: 改定箇所
20 アンカー工	モルタルのフロー値試験	●試験方法 JIS R 5201 ●規格値 12～18秒 Pロート	●試験方法 JSCE-F 521-2018 ●規格値 10～18秒 Pロート (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)
21 補強土壁工	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。 砂置換法	●規格値 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上がり厚を薄くする場合)に適用する。 又は、設計図書による。	●規格値 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 または、設計図書による。
21 補強土壁工	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	●規格値 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上がり厚を薄くする場合)に適用する。 又は、設計図書による。	●規格値 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 または、設計図書による。

品質管理基準の主な改定項目

工 種	試験項目	農林水産部 (R6.12)	
		県(H28.10)	県(R6.12改訂) 赤字:改定箇所
21 補強土壁工 27 道路土工	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	●試験時期・頻度 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満:5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満:10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満:15点	●試験時期・頻度 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満:5点 ・500m ² 以上1,000m ² 未満:10点 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満:15点
24 河川土工 25 海岸土工 26 砂防土工	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	●試験時期・頻度 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満:5点 ・500m ² 以上1,000m ² 未満:10点 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満:15点	●試験時期・頻度 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満:5点 ・500m ² 以上1,000m ² 未満:10点 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満:15点
25 海岸土工	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。 砂置換法	●試験時期・頻度 築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	●試験時期・頻度 築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。
26 砂防土工	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。 砂置換法	●試験時期・頻度 1,000m ³ に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	●試験時期・頻度 1,000m ³ に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。

品質管理基準の主な改定項目

工 種	試験項目	農林水産部 (R6.12)	
		県(H28.10)	県(R6.12改訂) 赤字:改定箇所
27 道路土工	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。 砂置換法	●規格値 【砂質土】 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上がり厚を薄くする場合)に適用する。	●規格値 【砂質土】 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。
27 道路土工	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	●規格値 【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上がり厚を薄くする場合)に適用する。	●規格値 【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。
29 コンクリートダム	骨材の微粒分量試験	●試験方法 JIS A 1103 JIS A 5005	●試験方法 JIS A 1103
29 コンクリートダム	粗骨材中の軟石量試験	●試験方法 JIS A 1126 ●規格値 軟石量: 5%以下 ●試験基準 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	●試験方法 削除 ●規格値 削除 ●試験基準 削除

品質管理基準の主な改定項目

工 種	試験項目	農林水産部 (R6.12)	
		県 (H28.10)	県 (R6.12改訂) 赤字: 改定箇所
30 覆工コンクリート (NATM)	練混ぜ水の水質試験	●試験方法 未記載 ●規格値 未記載 ●試験基準 未記載 ●摘要 未記載	●試験方法 回収水の場合: JIS A 5308附属書C ●規格値 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上 ●試験基準 工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回／日 ●摘要 その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。
30 覆工コンクリート (NATM) 31 吹付けコンクリート (NATM)	計量設備の計量精度	●試験基準 工事開始前、工事中1回／月以上	●試験基準 工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上
30 覆工コンクリート (NATM)	ひび割れ調査	●摘要 未記載	●摘要 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合 は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。
30 覆工コンクリート (NATM)	テストハンマーによる強度推定調査	●試験時期・頻度 目地間(ただし100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度間隔に1ヶ所)で、各3ヶ所の調査を行う。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	●試験時期・頻度 目地間(ただし100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度間隔)で、各3カ所の調査を行う。 トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。

品質管理基準の主な改定項目

工 種	試験項目	農林水産部 (R6.12)	
		県 (H28.10)	県 (R6.12改訂) 赤字: 改定箇所
31 吹付けコンクリート (NATM)	吹付けコンクリートの初期強度 (引抜きせん断強度)	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載 ●摘要 未記載	●規格値 1日強度で5N/mm²以上 ●試験時期・頻度 トンネル施工長40mごとに1回 ●摘要 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018,503-2018)または設計図書の規定により行う。
37 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	外観検査 (付属部材)	●規格値 JISによる ●試験時期・頻度 JISによる	●規格値 JISによる ●試験時期・頻度 JISによる
39 溶接工	非破壊試験: 開先溶接	●規格値 引張側: 2類以上 圧縮側: 3類以上	●規格値 同左
39 溶接工	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	●規格値 試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。	●規格値 試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。

品質管理基準の主な改定項目

工 種	試験項目	農林水産部 (R6.12)	
		県 (H28.10)	県 (R6.12改訂) 赤字: 改定箇所
39 溶接工	外観形状検査 (ビード表面の ピット)	●規格値 主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。	●規格値 断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	土の含水比試験 土の湿潤密度試験 テーブルフロー試験 土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載 ●摘要 未記載	●規格値 設計図書による ●試験時期・頻度 当初及び土質の変化した時。 ●摘要 配合を定めるための試験である。
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	土粒子の密度試験 土の粒度試験 土の液性限界・塑性限界試験 土の一軸圧縮試験 土の圧密試験	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載	●規格値 設計図書による ●試験時期・頻度 土質の変化したとき必要に応じて実施する。
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	土懸濁液のpH試験 土の強熱減量試験	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載	●規格値 設計図書による ●試験時期・頻度 有機質土の場合は必要に応じて実施する

品質管理基準の主な改定項目

工 種	試験項目	農林水産部 (R6.12)	
		県 (H28.10)	県 (R6.12改訂) 赤字: 改定箇所
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	深度方向の品質確認(均質性)	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載 ●摘要 未記載	●規格値 採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認 ●試験時期・頻度 1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。 ●摘要 1. 実施頻度は、監督職員との協議による。 2. ボーリング等により供試体を採取する。
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載 ●摘要 未記載	●規格値 ①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの ●試験時期・頻度 1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。 ●摘要 実施頻度は、監督員との協議による。
41 鉄筋挿入工	品質検査(芯材・ナット・プレート等) 外観検査(芯材・ナット・プレート等)	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載	●規格値 設計図書による ●試験時期・頻度 材料入荷時

品質管理基準の主な改定項目

工 種	試験項目	農林水産部 (R6. 12)	
		県 (H28.10)	県 (R6.12改訂) 赤字: 改定箇所
41 鉄筋挿入工	定着材のフロー値試験	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載 ●摘要 未記載	●規格値 9～22秒 ●試験時期・頻度 施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。 ●摘要 定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合
41 鉄筋挿入工	圧縮強度試験	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載 ●摘要 未記載	●規格値 設計図書による ●試験時期・頻度 施工開始前1回および施工日ごと1回(3本/回) ●摘要 定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合
41 鉄筋挿入工	引抜き試験 (受入れ試験)	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載	●規格値 設計図書による ●試験時期・頻度 ・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・载荷サイクルは1サイクルとする。
41 鉄筋挿入工	引抜き試験 (適合性試験)	●規格値 未記載 ●試験時期・頻度 未記載	●規格値 設計図書による ●試験時期・頻度 ・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・载荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。
43 ため池土工	現場密度の測定	●摘要 土地改良事業設計指針「ため池整備」	●摘要 土地改良事業設計指針「ため池整備」 現場密度の試験数は1回当たり原則、横断方向に3ヶ所実施する。 なお、横断幅が狭く横断方向で3ヶ所の試験が出来ない場合は千鳥配置又はため池軸方向で3ヶ所実施する。

品質管理基準の主な改定項目

工 種	試験項目	農林水産部 (R6.12)	
		県 (H28.10)	県 (R6.12改訂) 赤字: 改定箇所
参考資料-1	単位水量測定実施フロー図	コンクリートの総使用量が 50m³以上か (均しコンクリート除く) NO → 測定不要 YES → 日当り打設量が 100m³以上か NO → 重要構造物か YES → 2回/日(午前、午後) 重要構造物か NO → 測定不要 YES → 同一配合種別における使用数量 100~150m³毎に1回の割合 で実施 重要構造物 (図渠工(樋門・樋管含む) コンクリートダム 躯体工(橋台) 治山ダム RC躯体工(橋脚) 頭首工本体工 橋脚フーチング工 排水機場本体工 RC擁壁 水門工 トンネル) 対象工事を抽出 日打設量で分類 測定頻度を設定 (構造物で分類)	コンクリートの総使用量が 50m³以上か (均しコンクリート除く) NO → 測定不要 YES → 重要構造物か NO → 日当り打設量が 100m³以上か YES → 各構造物150m³毎に 1回の割合で実施 (構造物毎の使用量が20m³未満の場合は 品質証明書等のみとすることができる。) 日当り打設量が 100m³以上か NO → 2回/日(午前、午後)、 または100~150m³ごとに1回 のうち頻度の多い方で実施する。 YES → 各重要構造物 50m³毎に1回の 割合で実施する。 ※断面形状により複数の測定が 必要な場合がある。 重要構造物 (図渠工(樋門・樋管含む) コンクリートダム 躯体工(橋台) 砂防ダム・治山ダム RC躯体工(橋脚) 堰本体工・頭首工本体工 橋脚フーチング工 排水機場本体工 RC擁壁 水門工 トンネル 共同溝本体工) 対象工事を抽出 構造物で分類 測定頻度を設定 ※ ① ②

写真管理基準の主な改定項目

項目	農林水産部 (R6. 12)	
	県 (H28.10)	県 (R6.12改訂) 赤字:改定箇所
1. 適用範囲	この写真管理基準は、徳島県農林土木工事施工管理基準(案)に定める土木工事の工事写真(電子媒体によるものを含む)の撮影に適用する。 また、この写真管理基準に特に定めのない事項については、徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】の規定によるものとし、この写真管理基準と徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】に差異がある場合は、徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】を優先する。	この写真管理基準は、徳島県農林土木工事施工管理基準(案)に定める土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。 また、この写真管理基準に特に定めのない事項については、徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】の規定によるものとし、この写真管理基準と徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】に差異がある場合は、徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】を優先する。
3. 工事写真の撮影基準	(3) 情報化施工を行う場合の撮影基準 「TSを用いた出来形管理要領(土木編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)による出来形管理を行った場合は、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、同要領の規定によるものとする。	(3) 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。
4. 写真の省略	工事写真は次の場合は省略できるものとする。 (1)品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略できるものとする。 (2)出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況(形状寸法、数量)のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略できるものとする。 (3)監督員または現場技術員が臨場して段階確認し、撮影した箇所は、その写真を出来形管理写真としてよいものとし、別途受注者による出来形管理写真の撮影を省略することができる。	工事写真は次の場合は省略する。 (1)品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する。 (2)出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。 (3)監督員または現場技術員が臨場して段階確認し、撮影した箇所は、その写真を出来形管理写真とし、別途受注者による出来形管理写真の撮影を省略する。
6. デジタル工事写真の 小黑板情報電子化	未記載	(特記仕様書からの移行項目) 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。 対象工事は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。
9. 留意事項等	未記載	(5) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。

写真管理基準の主な改定項目

項目	農林水産部（R6.12）									
	県（H28.10）					県（R6.12改訂） 赤字：改定箇所				
撮影箇所一覧表	撮影箇所一覧表									
	整理番号	区分	分類	撮影項目	時期	撮影頻度	提出頻度	概要		
	1	完成	完成	全景又は起終点	完成	施工完了後1回	施工完了後全数			
	2	着手中前	着手中前	全景又は起終点	着手中前	着手中前1回	着手中前全数			
	3	施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月末	月1回	不要	履行報告書に添付		
施工中の写真				施工中	細別毎に1回	全数（工種完の全景を含む）				
施工機械の状況				施工中	機種毎に1回	全数				
創意工夫・社会性等に関する実施状況				実施中	実施毎に1回	不要	創意工夫・工事特性・社会性等に関する実施状況に添付			
	4	施工体制	施工体制	指定仮設	使用材料仮設状況形状寸法	施工前・施工中・施工後	細別毎に1回	全数		
図面との不一致				図面と現地との不一致の写真	発生時	必要に応じて	不要	協議時提出		
施工体制台帳現場備え付け				設置後	施工中1回	全景1枚	同上			
施工体系図及び下請人への通知文の現場掲示				掲示後	施工中1回	全景1枚	同上			
	5	安全管理	安全管理	建築業許可標及び建退共シールの現場掲示	掲示後	施工中1回	全景1枚			
防災関係の規定の現場掲示				掲示後	施工中1回	全景1枚				
標準断面図板の現場掲示				掲示後	施工中1回	全景1枚				
各種識類の設置状況				設置後	各種類毎に1回	全景1枚				
	6	品質管理								